

認定農業者・認定新規就農者支援 肥料費高騰対策支援金を支給します

肥料原料費の高止まりが続く中、本市の農業基盤を支える認定農業者や認定新規就農者へ肥料購入費の一部を支給し、農業経営への取組みを支援します。

1 対象者

令和4年8月1日時点で、(1)～(4)すべての項目に該当する者

- (1) 前橋市内に営農地を有する認定農業者又は認定新規就農者
- (2) 令和3年時点で営農しており、令和4年以降も営農を継続予定の者
- (3) 令和3年分の確定申告を行った者又は、法人として決算を行った者
- (4) 市税を滞納していない者

2 支援金額

(1) 令和3年分の確定申告等した「肥料費」の10パーセント

※広域認定の認定農業者は、前橋市内の営農地割合における「肥料費」。

(2) 支援額の上限 100万円

3 申請期間

令和4年7月19日(火)から9月30日(金)まで

〔郵送の場合は、当日消印有効〕

※対象者へは、7月15日(金)までに申請書等の送付を予定しています。

4 申請方法 農政課へ直接持参又は郵送で提出

※JA前橋市の組合員の方は、各営農センターへも書類の提出が可能です。

本件に関するお問い合わせ先

農政課 地域営農係

電話 直通 / 027-898-6708 (直通)